

令和8年度 第2回 県有林林産物 一般競争入札

公 売 公 告 並 び に 明 細 表

令和8年5月1日

公 売 公 告

第2回 県有林産物 一般競争入札を次により林務環境事務所長が執行しますので、現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については、公売を執行する林務環境事務所県有林課にお尋ねください。

1 売払物件の番号および所在地
別紙明細書のとおり。

2 伐採・搬出の条件
諸法令による制限行為の定めを遵守してください。
箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。

3 売払物件の搬出期間
別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時
* 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 令和8年5月18日(月)	韭崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎4階 401会議室	中北 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 令和8年5月20日(水)	都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎4階 大会議室	富士・東部 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

中北林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0551-23-3092

富士・東部林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0554-45-7815

5 入札参加資格

- (1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(70-3)」及び「木材買入(51-3)」の業種へ登録した者として。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を除きます。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。
- (3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

6 入札保証金

免除します。(山梨県財務規則第108条の2第2号適用)

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。

7 入札

消費税抜きの価格で入札してください。

8 契約保証金

免除します。(山梨県財務規則第109条の2第4号又は第5号適用)

ただし、契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金(遅延損害金)の徴収、又は契約解除し契約金額の100分の10に相当する違約金の徴収を行います。

9 契約締結期限

契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内とします。

10 代金納入および担保提供期限

契約締結の日から30日以内とします。

11 代金延納

認める場合があります。(要領は別記のとおり)

12 郵便入札

認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

13 代理入札

この場合委任状を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

14 再入札

初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

15 遵守事項

入札者は、別途掲載する契約書案の内容を了承するとともに、山梨県恩賜県有財産管理条例及び同施行規則並びに入札条件を遵守してください。

16 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

17 入札結果の公表

入札の透明性の確保及び流通の促進を図るため、入札結果を山梨県ホームページに公表します。

公表内容には、物件情報のほか、落札金額（不落の場合は最高入札価格）、落札者名が含まれます。

18 そ の 他

落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

入札条件

1. 入札参加資格の確認

- (1) 一般競争入札参加者は、入札しようとする各林務環境事務所(以下「当該林務環境事務所」という。)の受付にて受付表に商号又は名称、氏名を記載し、確認を受けてください。
- (2) 代理人が入札しようとするときは、委任状を当該林務環境事務所の受付に提出してください。
- (3) 同一人が2人以上の代理人になること、及び他の入札者の代理人になることはできません。

2. 公告物件の熟覧

入札参加者は、公告物件の明細書及び現場を熟覧の上、入札してください。

3. 入札方法

入札は次の事項に注意し、間違いのないようにしてください。

- (1) 入札参加者は、所定の様式により、公告番号ごとに入札金額、公売番号、所在地又は住所、商号又は名称、代表者名、入札年月日、宛名を記載し捺印してください。
- (2) インク、ボールペン、マジックペン等を用い、鉛筆、消せるボールペンは使用しないでください。また、金額の表示はアラビア数字(1, 2, 3...)を用いてください。
- (3) 入札書を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押印してください。
- (4) 入札書は当該林務環境事務所が備えた入札箱に投函してください。
- (5) 投函した入札書の引換、変更、または取り消しは出来ません。
- (6) 「無効入札」の各項目に注意してください。

4. 郵便入札

公告で郵便入札を認めている場合は、次の要領で郵送してください。

- (1) 入札書を封入し、封筒の表に「立木入札書在中」と明記してください。
- (2) 公売公告で指定した場所及び日時までに必ず到着するよう書留郵便で郵送してください。

5. 無効入札

次の各号に該当する入札は無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書の金額、氏名、印鑑、公告番号、または重要な文字の誤脱によって必要な事項を確認し難いとき。
- (3) 入札金額を訂正した場合、その箇所に訂正印のないとき。
- (4) 郵便入札書が定められた日時までに当該林務環境事務所へ到達しなかったとき。また「郵便入札」で示された方法によらず郵便入札と認められないとき。
- (5) 同一物件に対し、一人で2通以上の入札をしたとき。
- (6) 入札に関して不正の行為があったとき。
- (7) 入札条件に違反したとき。

6. 落札者の決定

- (1) 当該物件について、当該林務環境事務所長が定めた予定価格以上の最高価格の

入札をした者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同金額の入札者が2名以上あるときは、くじによって落札者を定めま
す。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当
該入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。

また、同金額の入札者のうち1名が棄権を申し出、当該林務環境事務所長が認めた
場合は、同金額の入札者を落札とします。

7. 入札の中止と落札の取消し

入札者が連合し、または連合する恐れがあり、その他入札を公正に行うことが出来ないと認
めたときはその入札を中止します。また、落札決定後、落札者に不正行為があったことが判明
したときは落札を取消します。

8. 契約の締結

(1) 入札及び契約は、公売物件を所管する林務環境事務所長が行います。

(2) 契約の締結は、落札決定の通知を受けた日から7日以内とします。

(3) 契約は、契約担当者と買受者の双方が契約書に記名捺印したときに成立します。

(4) 落札金額及び契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額(当
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とします。

9. その他

入札及び契約に関する不明な点は当該林務環境事務所長にお問い合わせください。

別記

代金延納要領

種別	延納を認める場合	延納期間	担保の種類	延納利息
立木	資金の回収期間が6箇月以上で、1件の売払代金が100万円以上になる時	4箇月以内 ただし1,000m ³ 以上を売り払うときは8箇月以内	①利付国債 ②その他政府の保証のある債券 ③銀行法により免許を受けた銀行が引受けをし、又は裏書をした手形	年利 1.00% (違約金) 年利 14.60%
素材	1件の売払代金が20万円以上になる時	3箇月以内		

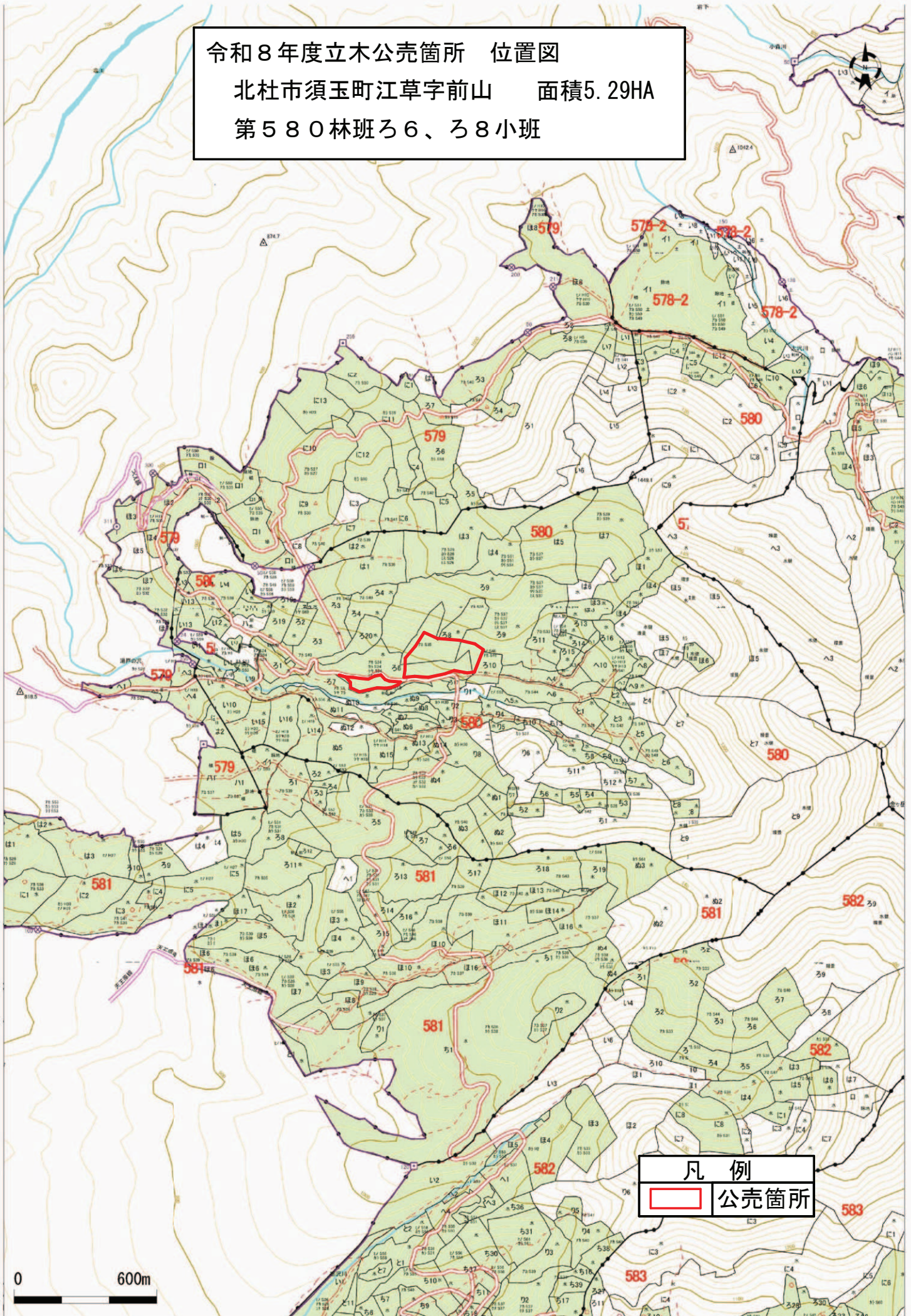
第2回 (5月分) 販売物件明細書 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 大字 字	小 林 班 班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m3)	搬出期間 備 考	
中北	101	北杜市 須玉町江草 前山	580 ろ6、8	5.29	あかまつ	用材	12~28	47	24.95	搬出期間 18ヶ月 部分林 水源かん養保安林 66~77人工林 (公売条件) 1伐倒木等の流出防止、伐 採法面の崩落防止、表土 の流出防止等、林地保全 に十分配慮し、必要に応 じて対策等を講ずること 。 2集材路を作設する場合や 、土場・集材機等を設置 又は利用する場合は、関 係法令及び関係機関並び に関係者（以下「関係機 関等」という。）の指示 又は協議に基づき、必要 な申請を行い、許可を得 た後に実施すること。 3既設林道、作業道等を使 用する場合は、関係機関 等の指示又は協議に基づ き、必要な申請を行い、 許可を得た後に使用する こと。 4集材路、土場、集材線及 び集材機の設置場所、枝 条及び残材の処理方法に ついては、事前に林務環 境事務所の承認を受ける こと。	
						〃	30~54	355	537.21		
						〃	56~	31	97.39		
					あかまつ小計				433		659.55
					からまつ	用材	12~28	281	158.62		
						〃	30~54	793	1,241.85		
						〃	56~	13	50.88		
					からまつ小計				1,087		1,451.35
					くり	用材	22~54	38	47.95		
						くり小計					38
					けやき	用材	22~54	37	31.98		
						けやき小計					37
					なら類	用材	22~30	3	1.71		
						〃	32~54	12	14.63		
						〃	56~	1	3.02		
					なら類小計				16		19.36
					とち類	用材	22~30	1	0.34		
						〃	32~54	18	17.76		
					とち類小計				19		18.10
					用材計				1,630		2,228.29
小径木 (針)		チップ等		175	122.97						
小径木 (広)		チップ等		2,673	418.97						
小径木計				2,848	541.94						
合計				5.29				4,478	2,770.23	(調査方法)	
						(N枝条)		(220.30)	樹種、材積の調査方法は、 毎木調査法による。		
						(L枝条)		(85.82)			
						(枝条計)		(306.12)			

令和8年度立木公売箇所 位置図

北杜市須玉町江草字前山 面積5.29HA

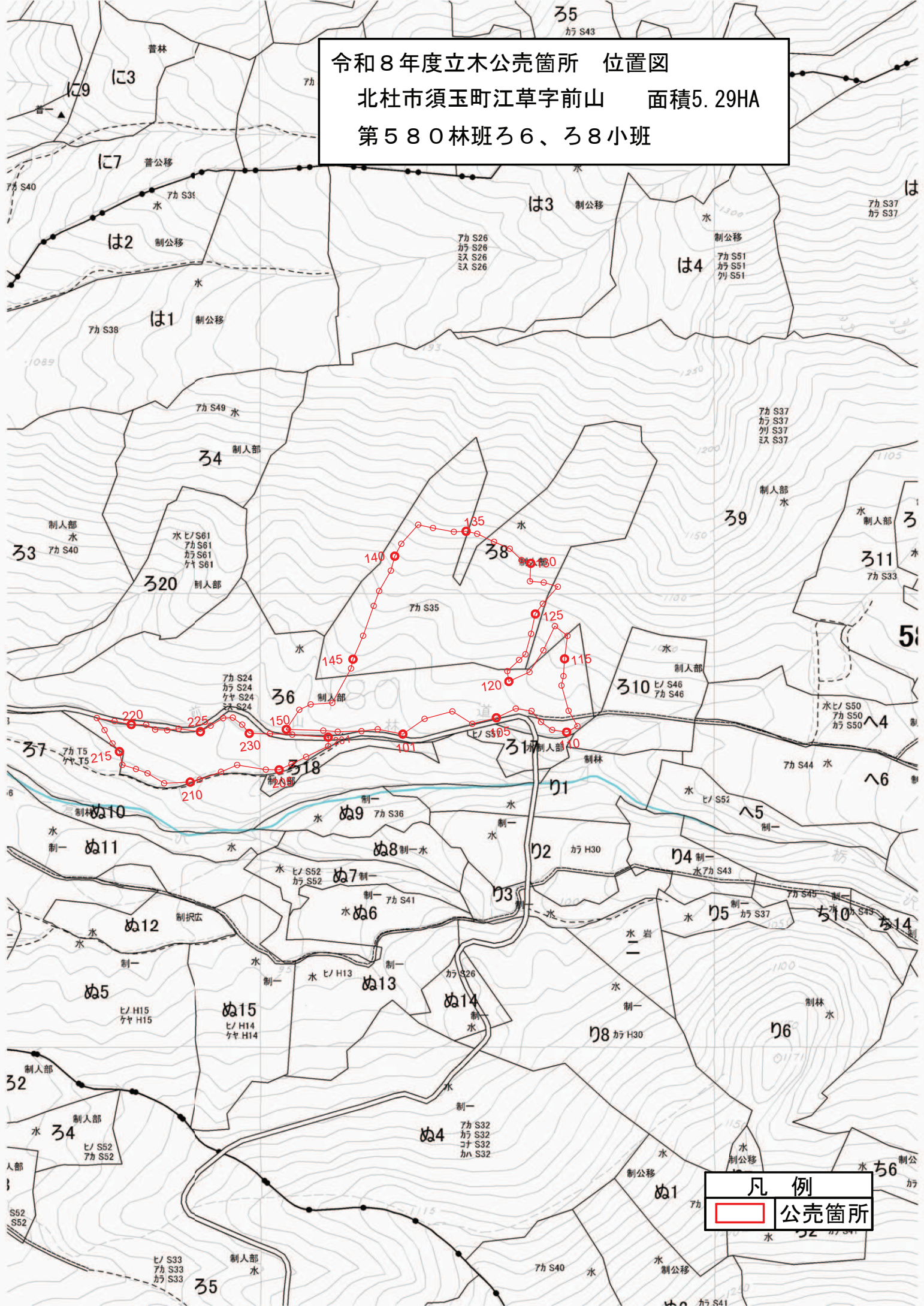
第580林班ろ6、ろ8小班




凡例
公売箇所

0 600m

令和8年度立木公売箇所 位置図
 北杜市須玉町江草字前山 面積5.29HA
 第580林班ろ6、ろ8小班



凡例

	公売箇所
---------------------------------------------------------------------------------------	------

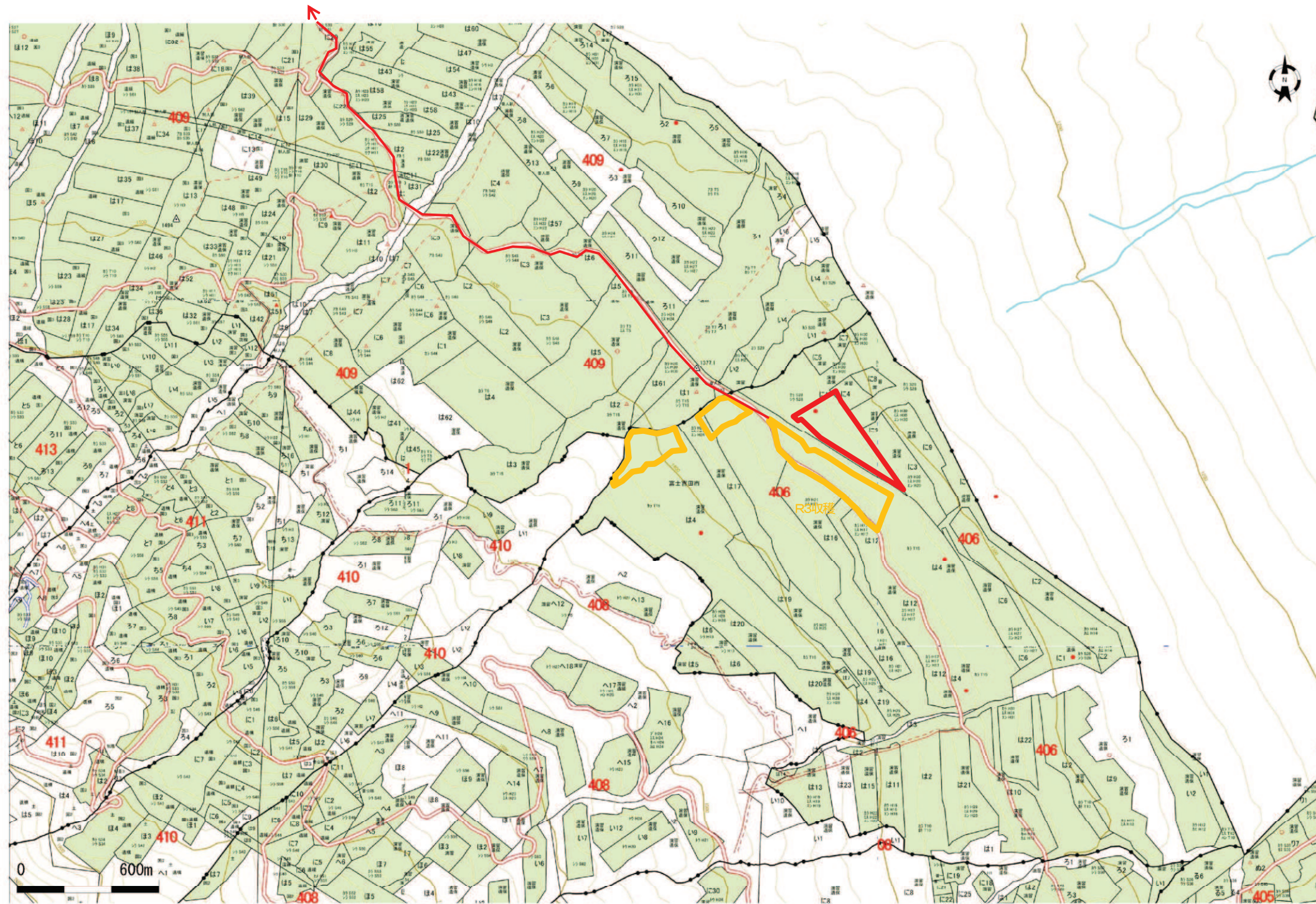
第2回 (5月分) 販売物件明細書 (立木の部)





所別	公告 番号	市町村 字	林班 小班	面積 (ha)	樹種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m ³)	搬出期間 備考
富士・ 東部	401	富士吉田市 大和ヶ原	406 に1	6.61	からまつ	用材	12~28	99	23.85	搬出期間 14ヶ月 部分林 普通林 演習場内 74年生人工林 (公売条件)
							30~54	298	206.19	
						小計		397	230.04	
					もみ	用材	12~28	50	18.38	
							30~54	50	63.60	
						小計		100	81.98	
					用材計		497	312.02	1 伐倒木等の流出防止、 伐採法面の崩落防止、表 土の流出防止等、林地保 全に十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ずること。 2 集材路を作設する場合 や、土場・集材機等を設 置又は利用する場合は、 関係法令及び関係機関 並びに関係者(以下「関 係機関等」という。)の指 示又は協議に基づき、必 要な申請等を行い、許可 等を得た後に実施すること。 3 北富士演習場内のた め、特に大径木では被弾 木の恐れがある。また、演 習実施等に伴う立入制限 が発生する。不発弾探査 未実施の箇所には立ち入 らないこと。 4 既設林道、作業道等を 使用する場合は、関係機 関等の指示又は協議に 基づき、必要な申請等 を行い、許可等を得た後 に使用すること。 5 集材路、土場、集材線 及び集材機の設置場所、 枝条及び残材の処理方 法について、事前に林務 環境事務所の承認を受け ること。	
					小径木(針)	チップ等		298		61.61
					小径木(広)	チップ等		4,074		846.12
					小径木計		4,372	907.73		
					合計				6.61	
					(N枝条)				(45.68)	(調査方法) 樹種、材積の調査方法 は、標準地調査法による。
					(L枝条)				(135.38)	
					(枝条計)				(181.06)	

令和8年度 立木公売箇所位置図

富士吉田市 上吉田 字大和ヶ原 県有林第406林班に1小班

N
S=1:20,000

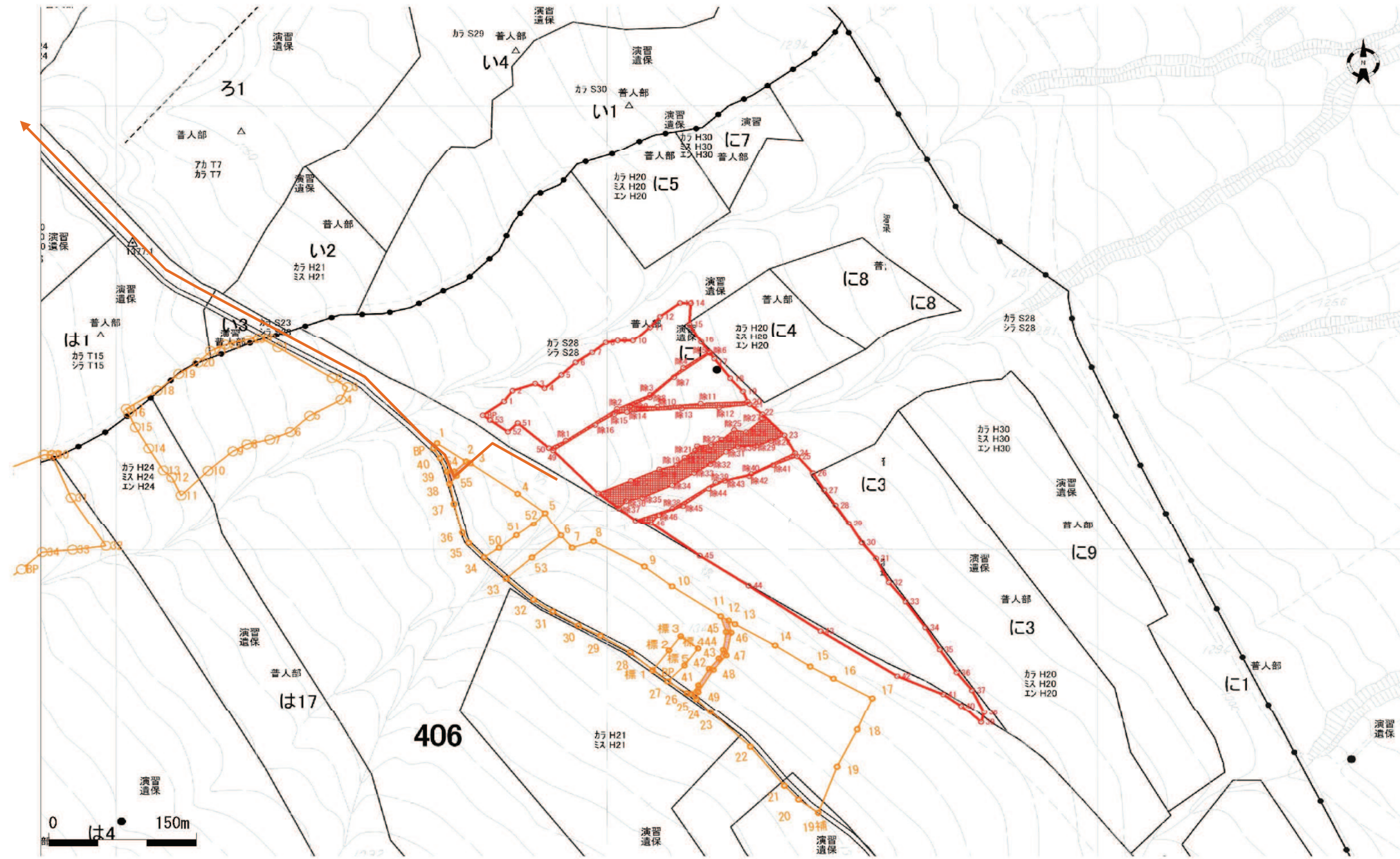
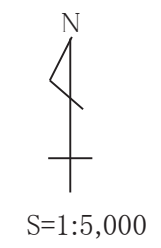


凡 例	
	立木公売箇所
	既往処分箇所
	既往造林箇所
	運搬経路

令和8年度 立木公売箇所位置図

富士吉田市 上吉田 字大和ヶ原 県有林第406林班に1小班

富士・東部事業区 実測面積 周囲測量 6.61 ha
標準地 0.13 ha



凡 例	
	立木公売箇所
	既往処分箇所
	既往造林箇所
	運搬経路

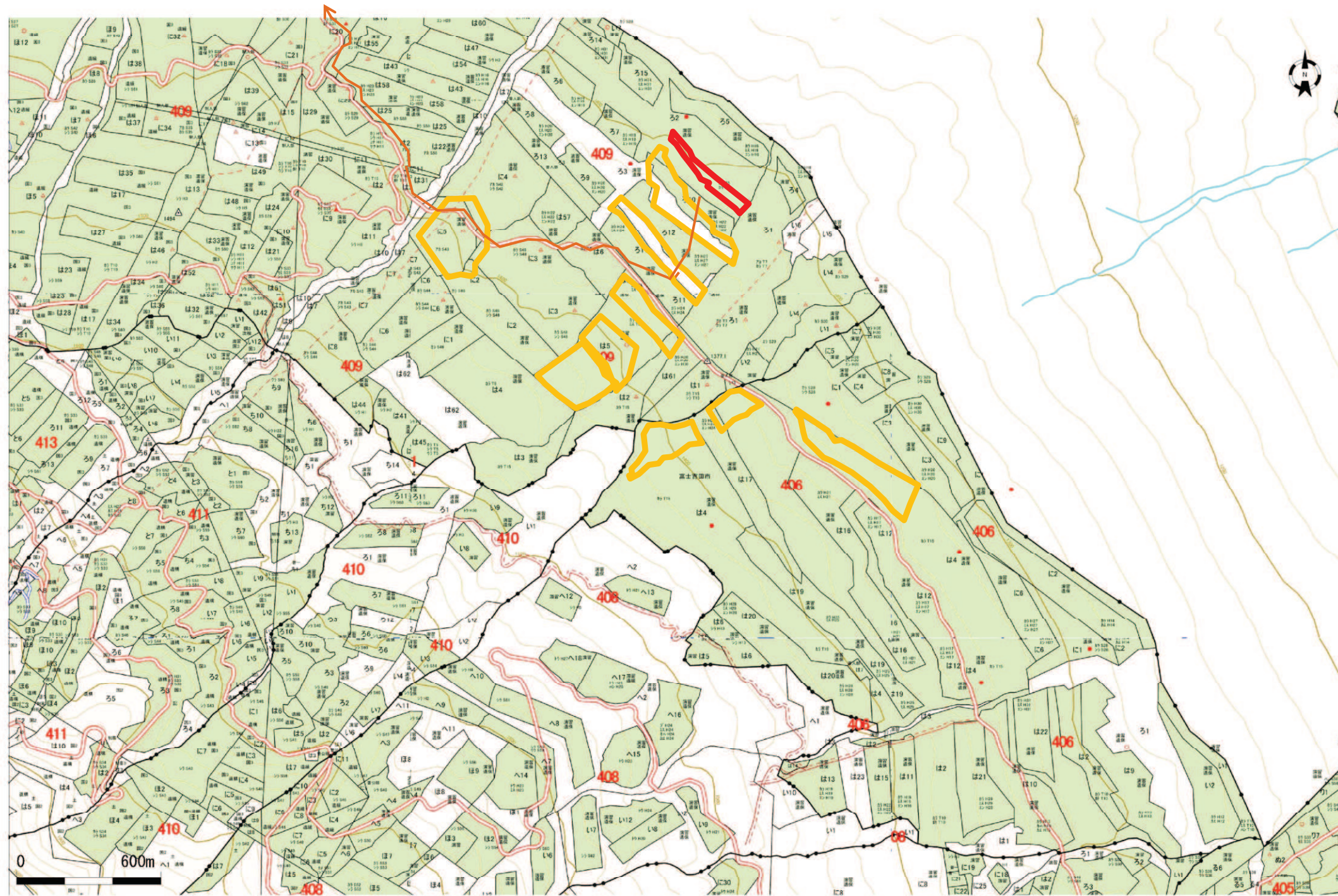
第2回 (5月分) 販売物件明細書 (立木の部)





所別	公告番号	市町村字	林班小班	面積 (ha)	樹種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間備考
富士・東部	402	富士吉田市 梨ヶ原	409 ろ2	2.14	あかまつ	用材	30～54	43	24.18	搬出期間 8ヶ月 部分林 普通林 演習場内 111年生人工林 (公売条件) 1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。 2 集材路を作設する場合や、土場・集材機等を設置又は利用する場合は、関係法令及び関係機関並びに関係者(以下「関係機関等」という。)の指示又は協議に基づき、必要な申請等を行い、許可等を得た後に実施すること。 3 北富士演習場内のため、特に大径木では被弾木の恐れがある。また、演習実施等に伴う立入制限が発生する。不発弾探査未実施の箇所には立ち入らないこと。 4 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関等の指示又は協議に基づき、必要な申請等を行い、許可等を得た後に使用すること。 5 集材路、土場、集材線及び集材機の設置場所、枝条及び残材の処理方法について、事前に林務環境事務所の承認を受けること。
							56～	21	26.96	
						小計		64	51.14	
						からまつ	用材	30～54	257	
					56～			64	78.11	
					小計		321	292.32		
					もみ	用材	12～28	128	22.47	
							30～54	21	13.27	
						小計		149	35.74	
					用材計			534	379.20	
					小径木(針)	チップ等		107	5.56	
					小径木(広)	チップ等		1,348	188.75	
					小径木計			1,455	194.31	
					合計				2.14	
					(N枝条)			(38.73)	(調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。	
					(L枝条)			(30.20)		
					(枝条計)			(68.93)		

令和8年度 立木公売箇所位置図

富士吉田市 上吉田 字 梨ヶ原 409林班ろ2小班

N
S=1:20,000



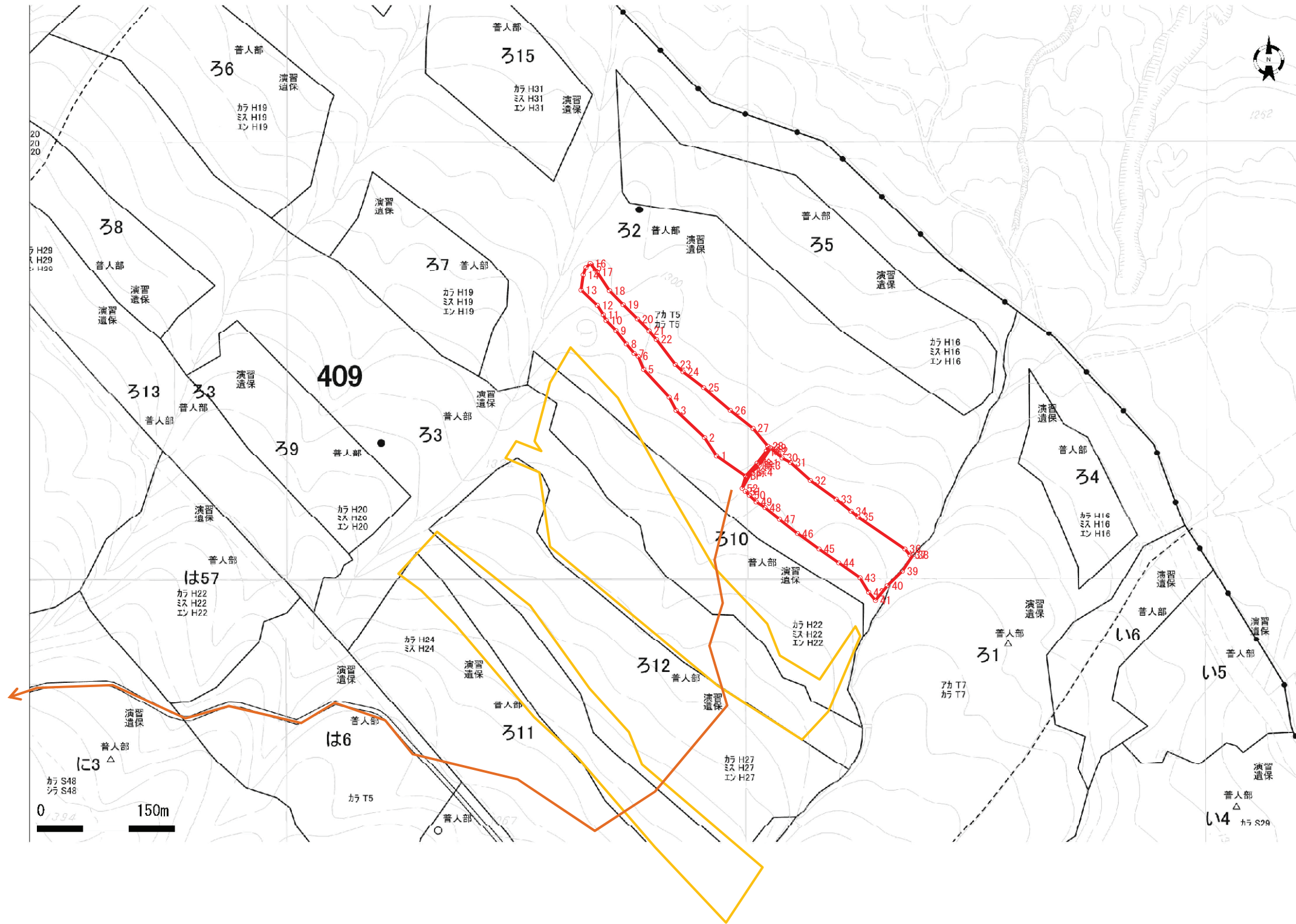
凡 例	
	立木公売箇所
	既往処分箇所
	既往造林箇所
	運搬経路

令和8年度 立木公売箇所位置図

富士吉田市 上吉田 字 梨ヶ原 409林班ろ2小班

富士・東部事業区 実測面積 周囲測量 2.14 ha
標準地 0.10 ha

N
S=1:5,000



凡 例	
	立木公売箇所
	既往処分箇所
	既往造林箇所
	運搬経路

0 150m

第2回 (5月分) 販売物件明細書 (素材の部)

所別	公告番号	市町村字	林班小班	樹種	用途	材長区分 (m)	径級区分 末口(cm)	本数 (本)	材積 (m ³)	樺番号	搬出期間 備考						
富士・東部	403	富士吉田市 鈴原下	412 い25,26	あかまつ	用材	4.0	~6	173	1.902		搬出期間 8ヶ月 部分林 (販売条件) 1 積込み作業及び車両の進入にあたっては、周辺の樹木等への損傷や土地の形質変更が生じないように、適切に対応すること。 2 積込み作業にあたっては、通行車両の安全に万全を期し、通行の妨げとならないよう注意すること。 3 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関等の指示又は協議等に基づき、必要な申請等を行い、許可等を得た後に使用すること。 4 本公売に係る物件は当該小班内に分散集積されている。 5 土場等を設置又は利用する場合は、関係法令及び関係機関並びに関係者(以下「関係機関等」という。)の指示又は協議に基づき、必要な申請等を行い、許可等を得た後に実施すること。 (算出方法) 材積の算出方法は、現地検知による。						
					用材	4.0	8~12	812	35.918								
					用材	4.0	14~16	762	69.156								
					用材	4.0	18~22	978	151.852								
					用材	4.0	24~28	343	88.710								
					用材	4.0	30~44	55	22.584								
					小計			3,123	370.122								
				からまつ	用材	4.0	~6	113	1.198								
					用材	4.0	8~12	392	16.358								
					用材	4.0	14~16	198	17.652								
					用材	4.0	18~22	141	21.276								
					用材	4.0	24~28	29	7.326								
					用材	4.0	30~44	3	1.080								
					小計			876	64.890								
				しらべ	用材	4.0	~6	210	2.196								
					用材	4.0	8~12	546	22.728								
					用材	4.0	14~16	215	18.882								
					用材	4.0	18~22	176	26.432								
					用材	4.0	24~28	56	14.732								
					用材	4.0	30~44	10	4.330								
					小計			1,213	89.300								
				ひのき	用材	4.0	~6	2	0.028								
					用材	4.0	8~12	1	0.026								
					用材	4.0	14~16	3	0.282								
					用材	4.0	18~22	2	0.354								
					小計			8	0.690								
				用材計				5,220	525.002								
				小径木(広)	チップ等			478	17.626								
				小径木計				478	17.626								
				合計										5,698	542.628		

令和8年度 素材公売箇所位置図

富士吉田市 上吉田 字 鈴原下 県有林第412林班い25,26小班

N
S=1:20,000

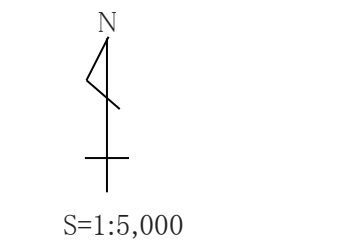
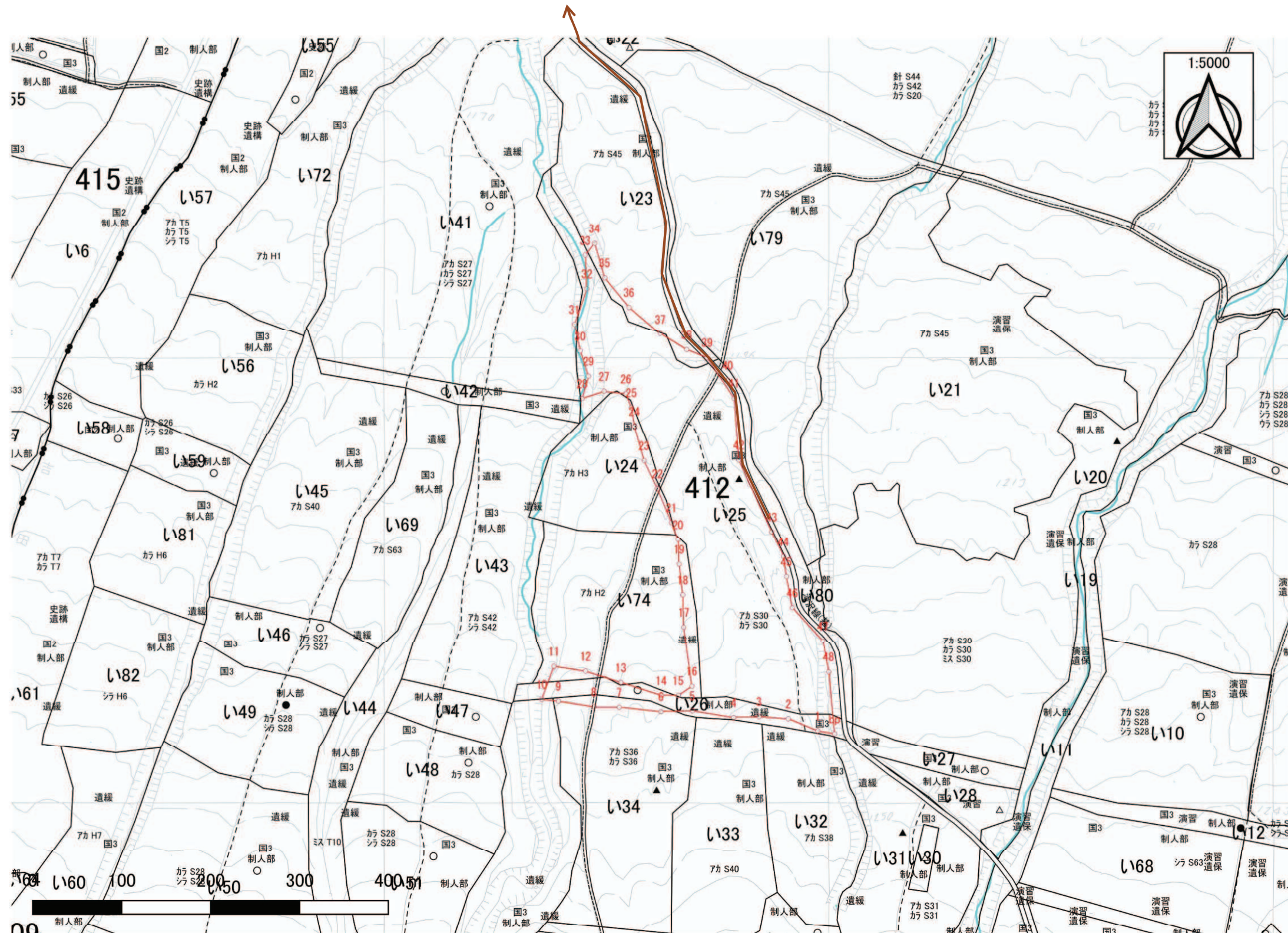


凡 例	
	素材公売箇所
	既往処分箇所
	既往造林箇所
	運搬経路

令和8年度 素材公売箇所位置図

富士吉田市 上吉田 字 鈴原下 県有林第412林班い25,26小班

富士・東部事業区 実測面積 周囲測量 6.41 ha



凡 例	
	素材公売箇所
	既往処分箇所
	既往造林箇所
	運搬経路